政令指定都市移行に伴う財政への影響について

新市が政令指定都市に移行した場合の財政への影響について、参考資料が提示されました。

歳入への影響

増額になるもの	地方道路譲与税、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金 政令指定都市移行に伴い、国道(一部を除く)・府道の管理事務が 移譲されるため、増額されます。
新たに収入されるもの	石油ガス譲与税、軽油引取税交付金 道路に関する費用に充てるため、都道府県及び政令指定都市に譲与 または交付されます。
その他	普通交付税等 移譲事務に係る経費などが基準財政需要額に算入されます。 また、上記の増収分が基準財政収入額に算入されます。

このほか、公共事業の財源に充てるために発行した宝くじの収益金、府からの移譲事務等に係る特定財源(国支出金・地方債など)をあわせ、総額で年間150億円程度の歳入増が見込まれます。

歳出への影響

大阪府から移譲される事務等に係る経費	・身体障害者及び知的障害者更生相談所の設置 ・児童相談所の設置、児童養護施設等の児童福祉施設の設置認可 ・精神保健福祉センターの設置や精神障害者保健福祉手帳の発行 ・中小企業支援事業についての実施計画の作成等 ・国道(一部を除く)・府道の管理 ・市立小・中学校等の府費負担教職員の任免や給与の決定 ・国道・府道の引継ぎに伴う公債費 など
行政サービスの向上を 図るための経費	市民福祉の向上、都市基盤や生活関連施設の整備の推進など

